

II 環境・景観

5 公園緑地、河川、土地利用、景観対策

準都市計画の策定

975万円

(担当：建設課都市計画係)

町では、近年新たな開発や建築物の建設が増加しており、町の景観などを壊してしまう可能性もあるため、平成19年度に建築規制の必要性やその方法について検討しました。今年度は、ここ数年の近隣町村の動向や、本町の土地売買や建築物の状況を踏まえ、自然環境や農村景観を保全し、乱開発を防止するため都市計画法に基づく準都市計画を策定します。

あわせて、景観法に基づく景観地区の指定を進めます。

主な経費

ニセコ町準都市計画策定委託業務	897万円
その他事務費	78万円



豊かな景観は将来に引き継がなければならないとても大切なものです

土地利用対策事業

9万円

(担当：企画課経営企画係)

国土利用計画法に基づき、土地取引の届出や遊休土地の利用促進などの事務を行います。

主な経費

複写機使用料	4万円
消耗品費	5万円

財源

北海道からの交付額	9万円
-----------	-----

公園維持管理費

754万円

(担当：建設課管理係)

曾我森林公園(東啓園)、有島記念公園(有島記念館)、農村公園(ちびっこ広場)、本通小公園(綺羅街道)など、町が管理する公園の維持作業を行います。

また、すべての公園を一括して民間委託することで経費の節減を図っています。

主な経費

電気料・水道料	52万円
浄化槽管理費	33万円
公園管理委託	582万円
その他経費	87万円

II 環境・景観

5 公園緑地、河川、土地利用、景観対策

景観を守り、育てる取り組み

(担当：企画課経営企画係)

ニセコ町や羊蹄山ろくの町村では、自然風景や農村景観など私たちの貴重な財産である景観を守り育て、無秩序な開発を防ぐための取り組みを進めています。

〔町の取り組み〕

町では、平成15年度に「ニセコ町景観条例」を制定し、建物を建てるなど町と協議を必要とする高さの基準を定めています。また、分譲などの開発行為を行うときは、必要に応じて地域のみなさんの意見をうかがうなどの基準も設けています。

また今年も、将来にわたって町の景観を守り、地域の価値を維持・向上させるために、準都市計画及び景観地区導入作業を進め、ルール強化を図ります。

〔羊蹄山ろくの町村の取り組み〕

ニセコ町を含む関係7町村では、平成17年度に羊蹄山ろくの景観を守り育てるための検討を行う「羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会」を設置しました。協議会では、羊蹄山ろく地域への「景観法」の適用準備を進めています。この法律では、大規模な建築物・工作物の新築や改築、移設などが届出の対象となるとともに、罰則なども設けられています。

開発行為の事前審査

(担当：企画課経営企画係)

ニセコ町内で、建物の建設や分譲などを行う目的で10,000㎡以上の土地に対して「開発行為」を行う場合は、都市計画法により北海道知事の許可が必要ですので、事前に担当にご相談ください。

【土地開発の規制など】

建築物を建てる時や宅地・別荘地分譲など、土地を開発するときには、ニセコ町景観条例や都市計画法による規制のほかに、以下のような規制がありますので、必ずご確認ください。

(カッコ内：問い合わせ先)

- 農用地・農業振興地域等に関する規制（農政課農業推進係、農業委員会）
- 森林伐採などに関する規制（農政課畜産林務係）
- 国立公園・国定公園地域に関する規制（商工観光課商工観光係）
- 河川・道路に関する規制（建設課管理係）
- 埋蔵文化財包蔵地に関する規制（教育委員会町民学習課）